

「自主共済」を保険業法の適用除外に 請願署名ご協力をお願い

共済部長 下井戸昭介



4野党は「制度存続」

協会は、休業保障を含むすべての自主共済を守るため「共済の今日と未来を考える大阪懇話会」に参加し、関係団体とともに保険業法の適用除外運動を粘り強く進めています。

これまでの保団連・協会、全国各地懇話会の要請により、4野党はいずれも「適用除外は必要」との主張を続けており、与党議員の中からも「制度存続の対応が必要である」と理解・賛同が広がっています。

最近の特徴では、保団連・住江憲勇会長との懇談で民主党・小沢一郎代表が、まじめに運営している自主共済の保険業法適用除外を、党の選挙公約にすることを検討する意向を示し、同党のマニフェストを点検することを約束したことです。引き続き与野党に対し、党派を超えて適用除外の具体化に取り組むよう働きかけることが重要になっています。

アメリカの思惑



適用除外に向けた地元議員・自治体要請など懇話会活動が報告された「全国学習交流集会」＝1月30日、参院議員会館

業への転換や保険会社への委託を強いるのは無理難題にほかなりません。加えてここには、アメリカ政府と米国保険業界の強い思惑（日本での市場拡大）と日本政府への一方的な要求（共済への規制）が見え隠れしています。

しかし、昨年の米国金融危機・破たんに見るように、アメリカ型の金融自由化・規制緩和政策が生むのは投機マネーの暴走であり、結果的に国民生活を苦境に追い込みます。「共済つぶし」も自

主共済を営利目的の市場に取り込み、国民を助けない制度から強制脱退させるものです。また2011年には、現在保険業法の「適用除外」となっているJA共済・全労済・労働組合共済・企業内共済などの「制度共済」も見直しの対象となっているほか、公益法人が行う共済制度も2013年までに保険会社の設立や移転を迫られています。日本から共済そのものが消滅する可能性をはらむもので予断を許しません。

懇話会活動が力に

大阪では、自主共済を運営する団体が適用除外の実現を目指して2007年3月に懇話会を発足させました。請願署名は先生方から協力いただいた分・懇話会分を含め

これまで6500筆を超えています。

共通した課題による懇話会の活動は、各団体を互いに励ますだけではなく、すべての共済の存続に大きな力を与えるものと考えています。

協会は、助け合いの精神によって発展してきた休業保障はじめてすべての自主共済を守るために、通常国会に向けた請願署名にあらためて取り組みます。先生方の大きなご協力を心からお願い申し上げます。

◆ ◆ ◆

同封の署名(5人連記・5枚)は請願趣旨に賛同されるすべての方に協力いただけるものです。誠にお手数ですが同封の返信用封筒でお送り下さい。追加の注文も受け付けます。



16日から確定申告が始まる。顧問税理士団から今年のポイントを3回で掲載してもらう。(経税部)

2008年分の確定申告については大幅な改正事項はないものの、リース取引について注意が必要です。ふるさと納税制度など住民税に関する新設規定についても解説します。

1. リース取引の注意点 ①リース取引は、資産購入処理が原則(新設)

リース取引は、リース期間中「リース定額法」により毎年平均等に減価償却費を計上したも

のリース取引については、そのリースをした資産を購入したものとして会計処理が必要になります。購入時には、資産の購入価額全額を資産とし、未払リース料の総額を未払金として計上する経理が必要になります。

リース取引等改定点に注意を

西村 博史(税理士)

は、消費税の計算上も購入の場合と同様、その購入時点で全額が「課税仕入」になるものとして処理されます。

②例外的に賃貸処理も可能
購入の場合と同様の会計処理が原則となりまし

減価償却費を計上したものと取り扱われます。消費税については、リース料を支払った都度に「課税仕入」を行ったとする取扱が例外的に認められることになりました。

③短期前払リース料に注意
金を出した場合には寄

付金の内一定の金額を所得から控除する制度がありました。ふるさと納税制度は、都道府県、市区町村に対し寄付を行った場合、ほぼその支払った寄付金の全額が所得税や住民税の計算上控除され

るという制度です。所得税の税率が10%までの人が4万円を寄付した場合に次のように3千5百円が控除されます。

組織部からお知らせ

協会会費の減免制度

70歳以上は減額 75歳以上は免除

休保・年金の掛け金払い込み中は適用外上は免除

15年以上継続して協会の会員であり、①満70歳以上の開業医会員の方は会費を減額(5500円→3000円)、②満75歳以上の方は会費を免除となる制度があります。

ただし、本人が休業保障制度または保険医年金制度のいずれかの掛け金払い込み中は対象外となります。

なお、会費免除となった先生方には『大阪歯科保険医新聞』のみをお届けし、協会発行書籍はお送りいたしませんのでご了承ください。

本制度のお問い合わせ及び申請は、協会組織部まで(☎06-6568-7731)。

2009会員学習会

岐路に立つ歯科医療

第1部 時局講演

米国発の金融恐慌と世界経済の行方、日本の進むべき道

第2部 歯科医療問題学習会

強化された指導の実態、その対応

レセ・オンライン化～便利さに潜む罠

混合診療と2010年診療報酬改定

【日時】 2月22日(日) 午前10時～午後4時半

第1部: 午前10時～12時半

第2部: 午後1時半～4時半

【場所】 M&Dホール

【講師】 第1部: 本山美彦氏(大阪産業大学経済学部教授、京都大学名誉教授)

第2部: 協会社保研究部・政策部講師団

※お申し込みは協会事務局(☎06-6568-7731)まで。

会員の先生は参加費無料。午前・午後通してご参加の先生には、お弁当を用意します。

大阪府歯科保険医協会主催

映画「シッコ」無料上映会

ムーア先生、急患です。

シッコ

2月21日(土) 午後5時半開演

M&Dホール

会員、会員院所スタッフ、会員ご家族150人

※映画終了後、「懇親会」を予定しています